

土壤汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域の指定

(株)クラタ産業の工場跡地について、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により土地所有者が土壤汚染状況調査を行った結果、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。)第18条第1項に規定する指定基準に適合しないと認める土地があることから、法第5条第1項に基づき次のとおり敷地の一部について指定区域に指定します。

- 1 事業場の名称
株式会社クラタ産業
(自動車部品製造業、敷地面積：約44,500平方メートル)
- 2 指定区域
岡崎市羽根町字鰻池41番地、54番地、81番地及び84番地の各一部
500平方メートル
- 3 指定基準に適合しないと認める特定有害物質の名称
ほう素及びその化合物
- 4 指定区域台帳の閲覧
指定区域の詳細につきましては、法第6条第1項に基づき指定区域台帳を調製しましたのでご確認下さい。閲覧場所は環境部環境保全課の窓口において閲覧が可能です。

愛知県岡崎市十王町2-9 福社会館5階
岡崎市環境部環境保全課水環境班
- 5 今後の取り組み
事業者は指定区域の汚染土壤について、汚染除去等の対策を行います。また、汚染地下水については事業者により、モニタリング調査を実施していく予定です。

※参考資料「土壤汚染対策法について(抜粋)」